

神社を並造りたり事や並造の工よ答
奉爲の二字あり予を心を志しむを於進る
備へ

寛治年中八幡左衛門大納言神社へ寄形
ありて大刀を納め事ハ彩国目録の下に
記す又一説ハ戦後大納言左衛門といふ人
系譜して自用の弓矢を納又その後三上源
又弟左衛門清光の左刀并黄令十枚を納
とありハ事ハ氏家の事歟他は後れし社
なり氏貝亦室永年中あ社堂上の附焼失

一々事や今ハ見へ

三代実録に封戸といふ地を社とある
をいふや貞永の式目には有封の社といふ
ハ是を又人はあるを封戸といふや
後日本紀十七に書大政友奏曰の文義曰
封戸人数録有^ニ多少所輸雜物其數不等
是以官位同等所給殊差於法准量理實^{スルニ}
不堪請每一戸以正丁六人中男一人爲
率則用郷別謀口二百八十中男五十擬
爲定數其田租者每一戸以四十束爲限